

環技審第33(答)号
平成16年2月17日

宮城県知事 浅野 史郎 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 長谷川 信 夫



環境影響評価方法書に対する意見について (答申)

平成15年10月20日付け環政第174号で諮問のありました仙台松島道路4車線化事業に係るこのことについては、別紙のとおりです。



(別紙)

仙台松島道路4車線化事業環境影響評価方法書に対する技術審査会答申

1 全般的事項

- (1) 当該地域は、二次林やため池など典型的な里山生態系が維持されている貴重な地域であることから、その特性を踏まえて自然環境の保全と調和を考慮し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 環境影響評価準備書の作成に当たっては、事業計画をできる限り明確にするとともに、その熟度に応じて適切な調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) より多くの文献、類似事例等を参考に調査、予測及び評価を行うとともに、環境影響評価準備書の作成に当たっては、その出典、根拠等を明確にし、わかりやすい語句、表現を用いるなど、住民等が理解しやすいよう工夫すること。
- (4) 調査、予測及び評価の対象地域及び地点は、改変地域の位置や周辺環境に留意して環境項目ごとに合理的に設定し、必要に応じて追加すること。

2 個別事項

(騒音・振動)

建設機械の稼働及び資材等の運搬に用いる工事車両の運行による騒音及び振動の影響が懸念されることから、その影響を把握するよう適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(水環境)

工事に伴って発生する汚濁水による赤沼等の池沼や河川等に対する影響について、地形及び流況等を考慮の上、調査、予測及び評価を行うこと。

(動物・植物・生態系)

- (1) 動物、植物及び生態系については、全般的な生物相を把握した上で、それぞれの種ごとに生活史や日照条件等の環境要求の特性を調査し、可能な限り定量的に予測、評価を行うこと。
- (2) 休憩所の供用による動物、植物及び生態系への影響について、環境影響評価項目として選定すること。
- (3) 道路の拡幅により動物の生息環境の分断等の影響が大きくなると懸念されることから、その影響を把握するよう適切に調査、予測及び評価を行うこと。特に、移動力の小さい種や、環境変動の影響を受けやすい脆弱な種等に配慮すること。

(景観)

橋梁等に対する一般道路走行車両からの景観について、可能な限り調査、予測及び評価を行うこと。